

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年7月27日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

（印）上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する
規則

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則（平成20年長崎県後
期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「その1月前までに」を「速やかに」に改める。

第14条中「その1月前までに、第8条各号に掲げる」を「速やかに、変更内容が確
認できる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。